

武蔵野市給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市給水条例の一部を改正する条例

武蔵野市給水条例（昭和35年4月武蔵野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(料金の徴収方法) 第32条 料金は、払込み、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2第6項の規定により市長が指定をした者</u> による納付の方法により、2か月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。	(料金の徴収方法) 第32条 料金は、払込み、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者</u> による納付の方法により、2か月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。	字句の改正

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。